

平成13年（行ツ）第183号

平成13年（行ヒ）第176号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成12年（行コ）第31号、第49号公文書公開拒否処分取消請求控訴，同附帯控訴事件について，同裁判所が平成13年3月29日に言い渡した判決に対し，上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって，当裁判所は，次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは，民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ，本件上告理由は，違憲をいうが，その実質は単なる法令違反を主張するものであって，明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば，本件は，民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成17年6月14日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 藤 田 宙 靖

裁判官 濱 田 邦 夫

裁判官 上 田 豊 三

裁判官金谷利廣は、退官のため記名押印することができない。

裁判長裁判官 藤 田 宙 靖

当 事 者 目 録

岐阜市藪田南2丁目1番1号

上告人兼申立人 岐阜県知事 古 田 肇

同 所

上告人兼申立人 岐阜県教育委員会教育長

鬼 頭 善 徳

上記兩名訴訟代理人弁護士

渡 邊 一

岐阜県山県市西深瀬208番地の1

選定当事者

被上告人兼相手方 寺 町 知 正

(選定者は別紙選定者目録記載のとおり)

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼1048番地1

選定当事者

被上告人兼相手方 山 本 好 行

(選定者は別紙選定者目録記載のとおり)

選定者目録

岐阜県山県市西深瀬208番地の1	寺	町	知	正
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼1048番地1	山	本	好	行
岐阜市黒野471番地の1	別	処	雅	樹
岐阜県可児郡御嵩町上恵土1230番地の1	小	栗		均
岐阜県美濃市大矢田1434番地	後	藤	兆	平
岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志1405番地の1		白	木	康
				憲
岐阜県山県市西深瀬208番地の1	寺	町		緑
岐阜県加茂郡八百津町潮見407番地	宮	澤	杉	郎
岐阜県養老郡上石津町上鍛冶屋97番地の1	三	輪	唯	夫
岐阜県恵那郡坂下町坂下2384番地の16	原		昌	男

これは正本である。

平成 17 年 6 月 14 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 齊 藤

